

## 平成 29 年度 第 1 回市川市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会会議録（詳細）

1 開催日時：平成 29 年 7 月 26 日（水）午後 2 時～4 時

2 場 所：市川市教育会館 研修室

3 出席者：

会 長 庄司委員

委 員 戸坂委員・柴田委員・松浦委員・村山委員・石原委員

小野委員・長坂委員

事務局 障害者支援課（高橋課長・池澤主幹・石田主査・植草主任主事）

発達支援課（鷺沼課長・野口主幹）

4 議 事：

(1) 開 会

(2) 委員紹介

(3) 市職員紹介

(4) 正副会長の互選について

(5) 第 2 次いちかわハートフルプランの進捗状況について

(6) 次期障害者計画の策定について

《配布資料》

■分科会資料 1 第 2 次いちかわハートフルプラン【市川市障害者計（第 3 次実施計画）・第 4 期市川市障害福祉計画】の進捗 状況について（平成 28 年度）

■分科会資料 1-1 市川市障害者計画（第 3 次実施計画）重点事業 進捗状況及び第 4 期市川市障害福祉計画 個別サービスの見込量と実績について（平成 28 年度）

■分科会資料 2 （仮称）第 3 次いちかわハートフルプランの策定について

■分科会資料 3 第 3 次いちかわハートフルプラン骨子案

■当日配布資料 平成 29 年度 市川市社会福祉審議会・障害者福祉専門分科会 日程一覧

## 1 開会

### 【 午後 2 時開会 】

事務局： 本日は、山崎委員より欠席のご連絡をいただいております。  
委員の方 8 名が出席ですので、分科会の開催は成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の予定につきましては、お手元に配布しました会議次第のとおり  
であります。審議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

#### ○資料の確認

## 2 委員紹介

○委員より自己紹介

## 3 市職員紹介

○職員より自己紹介

## 4 正副会長の互選について

事務局： はじめに正副会長の選任のための仮議長は、障害者支援課長に務めさせて  
いただきたいと思います。いかがでしょうか。

一同： 異議なし

事務局： 障害者支援課長の高橋でございます。  
それでは、ただいまから平成 29 年度第 1 回障害者福祉専門分科会を開催いた  
します。

なお、会議につきましては「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に  
より、原則公開となっております。また、本日の議題の中で非公開とする内容  
はありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

一同： 異議なし

事務局： ありがとうございます。本日は傍聴希望者がおりますので、これより入室し  
ていただきます。

次に、正副会長の選出でございます。

審議会においては、条例の規定により互選という取り決めがございますが、  
分科会でも審議会に準じた形で互選ということで行いたいと思っておりますがよろし  
いでしょうか。

一同： 異議なし

事務局： それでは、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

#### ○柴田委員より、会長として庄司委員、副会長として村山委員を推薦

一同： 異議なし

事務局： ありがとうございます。  
会長は庄司委員、副会長は村山委員にお願いしたいと思います。  
それでは、庄司会長、村山副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

#### ○庄司会長、村山副会長より挨拶

庄司会長： それでは、改めまして分科会を進めてまいりたいと思います。  
会議資料及び会議録の公開について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局より会議資料及び会議録の公開について説明

庄司会長： 事務局から説明がありました、よろしいでしょうか。  
一同： 異議なし  
庄司会長： それでは、今後は、ただいま確認させていただいたルールで会議を進めていきたいと思ひます。

### 5 第2次いちかわハートフルプランの進捗状況（平成28年度）について

庄司会長： はじめに、現行計画である第2次いちかわハートフルプランの進捗状況について、事務局からご報告をお願いします。

#### ○事務局より分科会資料1の説明。

庄司会長： ありがとうございます。それでは、ただいまの報告に関しまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

小野委員： 30ページの「(6)意思疎通事業」で、手話通訳者のマンパワーが不足しているためとありますが、不足していると考えている根拠を教えてください。

事務局： 手話通訳者の派遣の要請は病院への付き添いによるものが多く、日時が火曜日、水曜日、木曜日の午前中に集中します。現在は手話通訳者14人で対応しておりますが、要請が集中すると対応できないこともあります。そのような場合は県に対応を依頼します。なお、県から要請を断られたことはございません。

小野委員： 現在是对応ができていているということでしょうか。

事務局： 対応できておりますが、県から派遣される手話通訳者の方は、遠方から来ていただくこともございますので、市内に手話通訳者を増やした方が良く考えています。

小野委員： 「マンパワーが不足している」という言葉だけでなく、必要な人数等、具体的な数値を表記して欲しいです。

庄司会長： たしかに、「マンパワーが不足している」だけでは状況がわかりづらいです。マッチングできない場合には県に依頼しているという記述があれば、要請が集中する時間帯に対応できなかったという実態がよくわかります。

村山副会長： 28ページ 【相談支援】の3つ目、「困難事例を検討し、地域の課題を集約するとともに、指定相談支援事業所へのバックアップを行う仕組みとして、自立支援協議会の相談支援部会においてグループスーパービジョンを実施している」と

書かれていますが、相談支援の大切な点は地域の課題を集約して、受け皿がない場合は福祉サービスを新しく創設する働きかけをしなくては、相談を丁寧に対応して、福祉サービスを組み合わせても解決しません。福祉サービスを創設する働きかけを行うことを文言として記載して欲しいです。そのことがグループスーパービジョンに含まれているのか把握しておりませんが、含まれるようなら取り入れて下さい。

また、地域生活支援拠点を平成 29 年度までに 1 箇所設立するという目標が達成できなかったことは、どこに記載されていますか。

事務局： 18 ページに記載しています。

村山副会長： 26 ページ以降の「4 個別サービスの課題と対応」には記載しなくてよろしいのでしょうか

事務局： 障害福祉計画の構成として、前半に成果目標、後半の個別サービスの部分にはそれぞれ法定のサービスについて記載されております。地域生活支援拠点は個別サービスではないため、成果目標の部分での記載となります。

村山副会長： わかりました。もう一つ、31 ページ「(9) 移動支援支援事業」について、ヘルパー不足で依頼をしても断られることがあるという利用者の声があります。数字では足りているが、現実的には手帳所持者が増えているということはニーズも増えているはずなので、実績も右肩あがりに増えていなければ、ニーズに对应しているとは言えないので対応をお願いします。

事務局： グループスーパービジョンは上がってきた事例から地域の課題を集約するものです。数か月に一回集約し、相談支援部会に報告して、優先順位を協議しながら実現可能な資源の創設に繋がる取組みを検討しています。

庄司会長： グループスーパービジョンの取組みに資源の創設が含まれているということでしょうか。

事務局： 直接的には含まれていませんが、相談支援部会を通じてそのような流れをつくっていくという形になります。

庄司会長： もう少しグループスーパービジョンの内容の詳細を記載した方がわかりやすくなると思います。

それでは、2 つ目の 31 ページ「(9) 移動支援支援事業」について、1 行目に大きな増減がなかったとかかれて、2 行目に見直しを検討していくと記載されていますが、この間にはどういう意図があるのでしょうか。

事務局： 村山委員のサービス提供量が少ないというご指摘はその通りですので、対応に努めていきたいです。見直しを検討していることは提供の量ではなく、使い方についてになります。例えば、緊急時の通学での利用や施設への通うためといった使い方に柔軟な対応が欲しいというご意見もあるので、適切に対応できるよう、量と基準の両面から検討して参ります。

庄司会長： ただいま説明いただいた検討内容について記載していただけるとわかりやす

くなると思います。

柴田委員： 4 ページの「②就労支援の推進」の最後「市からの業務の発注」について、件数は2件減っているにもかかわらず金額は増えていますが、何故でしょうか。

事務局： 件数につきましては、制度の変更等により、委託事業がなくなったため件数は減っております。一方で昨年度、最低賃金が向上したため委託料が増額しております。そのため、トータルの金額は微増しています。

庄司会長： 仕事が増えたのではなく、賃金が向上したということですね。

松浦委員： 33 ページ「総括 サービスの支給決定基準の見直し」とありますが、どのような見直しなのでしょうか。

事務局： これまでサービスの支給決定を障害者支援課の内規として運用してきましたが、支給決定の基準を事業者・利用者に公表している市もございます。このことから、支給決定の公平性・透明性を担保するために見直す予定です。

庄司会長： 支給決定の基準自体だけではなく、公表も含めた見直しということでしょうか。

事務局： 現段階では対外的に公表できるように検討しております。

庄司会長： その内容も計画に盛り込む必要はないのでしょうか。

事務局： 次期計画自体には記載しません。支給決定基準について要綱のようなものを定めて外部に公表することを検討しています。

庄司会長： 具体的に他市町村とはどのような違いがあるのでしょうか。

事務局： 例えば、移動支援の利用について市川市ではサービスの支給量を1か月毎に定めています。船橋市では年間で支給量を定めているため、時期によって集中的に利用することができます。そういった利用の仕方を希望する方もいるので、検討していきたいと考えています。

庄司会長： その他にご意見、ご質問ございますか。

村山副会長： 17 ページ【一般就労への移行】一番下の「平成28年度に就労移行率30%以上を達成した就労移行支援事業所の割合」とありますが30%というのは国が決めた数値でしょうか。

事務局： はい。国から示された基本指針の数値となっております。

庄司会長： 他にご質問はございますか。

一同 (なし)

## 6 次期障害者計画の策定について

庄司会長： それでは、二つ目の議題に移りたいと思います。「次期障害者計画の策定について」です。事務局より資料の説明をお願いします。

○事務局より分科会資料2の説明。

庄司会長： それではただいまの報告に関しまして、ご質問、ご意見がございましたら、お

願いいたします。

村山副会長： 2 ページの「障害福祉の全体像」で示されている内容は現状を表したものでしょうか。それとも新しい計画を反映させたものでしょうか。

事務局： こちらは障害者・児を取り巻く制度やサービスを分野ごとにまとめたものになります。ここに示されたものが障害者計画がカバーすべき範囲になります。

村山副会長： こちらに権利擁護と書かれていますが差別解消法が施行されていますので、差別解消は記載して欲しいです。

また、千葉県より情報保障ガイドラインが発出しました。障害者団体でも情報保障についての言及がよく出てきます。大切なことなので記載をお願いします。

最後に以前は居場所・たまり場という項目がありましたが、なくなってしまったのでしょうか。

松浦委員： 大きな括りではレスパイト事業が居場所・たまり場に該当するのではないのでしょうか。日中一時支援もあります。

村山副会長： レスパイト事業というと本人というよりも家族のための支援というイメージがあります。自身のための居場所とレスパイトは異なるように感じます。

松浦委員： 既存のサービスに馴染まない方もいますが、そういった方も気軽に利用できるサービスなのでたまり場として活用できるのではないのでしょうか。

村山副会長： たまり場という文言が入れられれば入れて欲しいです。

また、10 ページの「地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設」の上から 2 つ目に「障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する（省略）」と説明されていますが、在宅の方や就労していて福祉に繋がっていない方が一人暮らしへ移行する際にも利用できるようにする等、市川市独自の取り組みは検討しているのでしょうか。

また、11 ページに記載されている就労定着支援は障害者就業・生活支援センターの取組みとどのような違いがあるのでしょうか。

庄司会長： ではまず情報保障に差別解消を記載することについて回答をお願いします。

事務局： 2、3 ページの内容につきましては、サービスや制度を例示しているもので、正確性や網羅性があるものではなく、これ自体を計画に記載するものではありません。

庄司会長： では、計画に具体的にどのようなものを盛り込むかは骨子案を見たうえで議論すればよろしいのでしょうか。

事務局： はい。また、自立生活援助と就労定着支援につきましては、詳細が国から示されておりませんので、村山副会長のおっしゃるような使い方ができるのかは現段階ではお答えできません。

庄司会長： その他にご質問はございますか。

小野委員： 16 ページの「第 5 期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて」の「3. 成果目標」の「④福祉施設から一般就労への移行について」に就労定着支

援1年後の就労定着率：80%以上とありますが、分科会資料1の1ページ「②就労支援の推進」に書かれているとおり、第2次いちかわハートフルプランでは就職者の定着率60%維持が見込数値になっております。健常者の方でも離職率の高い現在、80%というのは高い目標に感じます。

事務局： 分科会資料1の1ページに記載した就職者の定着率は市が独自に設定した指標で、平成18年度以降にアクセスのアフターフォローに登録した人の内、同一の職場に定着している人の割合となります。こちらの指標は平成18年を起点にしているため数値が上がることは考えづらいです。

一方で、分科会資料2の16ページに記載されている数値は国から基本指針で示されたもので、平成30年度から新たにはじまる就労定着支援事業の利用開始から1年後の職場定着率となりますので、80%という高い数値になっていると考えられます。

庄司会長： この指標には精神障害者も対象になるのでしょうか。

事務局： はい。

小野委員： 決して高い数値ではないということでしょうか。

事務局： 現段階では情報が少なく、実際に始まらないとわからないというのが実情です。

庄司会長： その他に何かございますか。

一同： (なし)

庄司会長： それでは、事務局より資料3の説明をお願いします。

○事務局より分科会資料3の説明。

庄司会長： ただいまの説明に関しまして、まず目次や構成についてご意見やご質問がございましたらお願いします。

一同 (なし)

庄司会長： では第1部の総論についてご意見やご質問をお願いします。

小野委員： 29ページ「5. 施策体系」に「第6節 ユニバーサルなまちづくりの推進」とありますが、ユニバーサルなまちづくりとはどういったものなのでしょうか。

事務局： まずはじめに、24ページから29ページは、自立支援協議会の中の計画策定プロジェクトチームにおいて現行の計画に必要な修正を加えるという形で検討されたものとなります。

ご質問につきまして、現行の計画では「第5節 安全なまちづくりの推進」と表現されていますが、プロジェクトチームの中でまちづくりというとハード面での整備という印象が強いという意見がありました。そこから、障害者だけでなく子どもから高齢者まで誰にでも利用しやすいという意味で、ユニバーサルなまちづくりという表現になりました。

小野委員： あくまでも個人的には現行の「安全なまちづくり」の方がわかりやすく感じます。急にユニバーサルという表現は合わないのではないのでしょうか。

庄司会長： そういったご意見もあるということも鑑みてご検討下さい。  
その他にご意見、ご質問はございますか。

村山副会長： 9 ページ「2. 市川市における障害のある人の現況」について、特に知的の障害者は高齢化している言われています。市川市で高齢の障害者の方の人数を把握したうえで、安心して市川市で暮らしていけるように計画を策定する必要があります。今は 18 歳未満の人数が記載されていますが、最低でも 50 歳、65 歳の区別も必要だと思います。

庄司会長： これから高齢化を迎え、障害福祉サービスから介護保険へと移行する際にどうやって整合性を取るのかという問題もありますので、年齢による人数の把握も必要であると考えられます。

村山副会長： 介護保険の件もそうですが、一定以上のご年齢で両親がいない方は将来的にグループホームや一人暮らしへの支援が必要となります。年齢毎に人数を把握したうえで受け皿を整備しておく必要があります。

庄司会長： 他にご意見、ご質問はございますか。

柴田委員： 40 ページの「3. 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系」の「3 地域生活支援事業」の「(2) 自発的活動支援事業」にボランティア活動支援等と書かれていますが、最近次のような事例がございました。視覚障害の方が、いつも病院に行く際には奥様が個人ボランティアの方に頼んでいたが、奥様が亡くなり、連絡先がわからないという相談を受けました。そこで、私が個人ボランティアの方の電話番号をボランティア団体に尋ねたら、「個人情報なので教えられません。」と言われてしまいました。

こういったケースではどのように支援していただけるのか教えて下さい。

事務局： こちらに記載されている内容はあくまでも例示になります。また、障害のある方へのボランティアではなく、障害のある方自身のボランティア活動への支援となります。

お話のありました件については、後程詳しく教えていただき、個別に検討させていただきます。

柴田委員： はい。

支援活動と書かれているだけでは実態が見えないので、ボランティア団体の方と事業内容を検討し、支援のルールを作っていただきたいです。

庄司会長： それでは、引き続き第 2 部についてご意見、ご質問はございますか。

松浦委員： 29 ページの「5. 施策体系」の「第 7 節 地域の理解・支援の促進」の「3. 人材確保・育成」について、現在、労働人口は減少し、介護の分野ではすでに人材不足となっています。障害も同じ状況になると予想されますが、担い手がいなくては計画そのものが成り立たなくなります。障害福祉サービスなど、おそらくニーズがあるため右肩上がりの数値目標となりますが、担い手が不足してしまっ  
ては計画そのものが絵に描いた餅になってしまいます。



- 庄司会長： 現行の計画では人材育成のみでしたが、次期計画では確保も加えられております。内容としても変更があるのでしょうか。
- 事務局： 松浦委員のおっしゃるとおり、人材の確保・育成は喫緊の課題となっています。他業種からの参入を想定したため人材の確保を次期計画に加えしました。具体的な取組みの内容としては次回お配りする計画素案で掲載する予定となりますので、その際にはご意見をお願いいたします。
- 庄司会長： その他、ご質問等ございますでしょうか。
- 一同 (なし)
- 庄司会長： それでは私から発言させていただきます。
- 38 ページの「就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率」の目標値が 80%となっておりますが、39 ページの「平成 32 年度中の年間一般就労移行率」とは対象者が必ずしも同じでない旨を明記しなければ、市川市独自の指標が著しく低い目標であると受け取られてしまいます。また、定着率には精神障害の方も含まれることを記載した方がわかりやすく感じます。
- 事務局： 38 ページは定着率、39 ページは移行率を示しており、異なる指標となります。2 点目の記載方法につきましては、県に確認した上で、わかりやすい表記を検討いたします。
- 石原委員： 37 ページの精神科病院長期在院者数の目標を達成するために、市で実施している事業はございますか。
- 事務局： 地域移行支援がございます。地域移行支援を提供する事業者が病院を訪問し、長期入院をされている方に支援を行っております。また、退院された方の受け皿となるグループホームや通所施設を整備することも地域移行に繋がります。
- 庄司会長： この目標の対象者の人数は千葉県の掲げる成果目標の対象者とは異なりますか。
- 事務局： はい、異なります。県では長期入院者数を把握しておりますが、市川市では、備考に記載されている方法でしか把握できません。
- 庄司会長： つまり、市で把握している人数から目標値を設定しているということですか。
- 事務局： はい。
- 庄司会長： 県は精神科病院に継続して 1 年以上入院している人という条件で把握できているのでしょうか。
- 事務局： はい。本来、この部分では市町村には成果目標を設定することが定められておりませんが、現行の計画策定の際に、市川市でも指標を示せた方がいいという意見がございましたので、現行の計画から追加されています。
- 石原委員： 先ほどご説明のあった市川市の支援が、必ずしも目標値の数値に直結しないように感じます。
- 庄司会長： 何か良い表記方法等のご意見があれば、次回ご提案をお願いします。
- 村山副会長： 27 ページの「4. 各施策に共通する横断的視点」の中に、先ほどお話のあった

人材の確保・育成は記載しないのでしょうか。重要な課題ですので、こちらに記載した方が良いと思われます。

また、「(2) 障害のある人を中心とした総合的な支援」や「(3) 障害特性等に配慮した支援」とありますが、行動障害については、障害特性としてひとつに纏められがちな現状があります。第1期障害福祉計画でも個別のサービスの記述はあると思いますが、療育の現場に留まらず、本人の成長に合わせた支援を組み合わせる必要が出てくるので、いろいろなところに文言として入れていただきたいと思ひます。

最後に「(4) アクセシビリティの向上」とは情報保障も含まれているのでしょうか。

事務局 29ページの「5. 施策体系」に基づいて具体的な事業を計画の中に位置づけております。その事業を実施をする前提として考える必要があることを27ページに記載しています。ですので、お話のあった人材確保・育成と行動障害への支援等、実際の取組みについては29ページ以降に表記することとなります。

また、「(4) アクセシビリティの向上」は情報についても含まれますが、施設の使いやすさなど広い視野から記述がされております。

庄司会長 他にご意見・ご質問はございますか。

一同 (なし)

庄司会長 以上で本日予定されていた議事はすべて終了いたしました。このほか、事務局から何か連絡事項等がありますか。

## 7 その他

事務局： 長時間に渡り、ご審議ありがとうございました。

### ○事務局より事務連絡

庄司会長： それではこれで、第1回障害者福祉専門分科会を終了します。どうもありがとうございました。

## 8 閉会

【 午後4時05分閉会 】

平成29年7月26日

市川市社会福祉審議会

障害者福祉専門分科会会長 庄司 妃佐